

食封考

南 友博

はじめに

日本古代の封禄制度に、「食封」がある。禄令によると、品位によって支給される「品封」、位階に応じて支給される「位封」、官職に応じて支給される「職封」、功績のあった者に賜与される「功封」があり、その他、中宮湯沐・寺封・別勅封などがあげられる。

食封制に関しては、西村正男氏¹、鬼頭清明氏²、高橋崇氏³、時野谷滋氏⁴等によって研究されてきたが、律令の規定の解釈を主とし、食封制の実施及び変遷については、あまり触れられることがなかった。

そこで、本論考は、「食封」のうち、品封・位封・職封・功封に主点を置き、主に、六国史に記載されている食封関係記事を史料として、食封制がどのように実施され、変遷していったのかを明らかにしようとする試みである。

第一章 大宝令以前の食封について

本章では、禄令にみえる規定が、大宝令制定以前にまで遡ることができるのか、『日本書紀』にみえる食封関係記事より考察した。大化改新以降の食封に関する記事には、位を授かった事による食封の支給がみられるが、位と食封額が、禄令食封条の規定のように一致しない。

官職に対して食封が支給された記事はないが、『日本書紀』の食封に関する記事を検討した結果、大化改新から大宝令制定までの間、官人への食封支給額は、位階・官職・能力・功績などが、総合的に判断され、食封の額が決定されていたと考えられる。その後、大宝令によって、位封・職封・品封と、食封の分類と、支給額が規定されたといえる。

また、大宝令以前にも、功績のあった者に、食封が賜与されている。令でいう功封にあたるが、令に規定されている功の等級や、それに伴う減額伝世は、当時規定されていなかったようである。この規定もまた、大宝令においてはじまるといえる。

第二章 職封について

本章では、職封の実施と変遷について考察した。まず、禄令食封条の規定通りに実施されていたかである。六国史には、職封が、令の規定通りに実施されていたことを明記している史料は少ない。しかし、職封の支給額の、改定・

職封の減額を請う記事などから、職封は令の規定通りに実施されていたと推測できる。また、職封が一時削減されていたことが『類聚三代格』大同三年（八〇八）十月十九日格にみられる。しかし、その時期・額については史料がなく不明といわざるをえない。

次に、令外官への職封についてであるが、令外官で、食封支給の規定があるものは、内臣・中納言・参議・紫微内相・觀察使である。本論考では、主に内臣・中納言・参議について考察を試みた。これらの令外官への食封が職封とされたのか否かであるが、令外官設置の際に、職掌・官位相当などが規定されていれば、職封として扱われ、そうでなければ、令でいう職封とは区別された食封とされ、その運用は「准職封」とされたと考えられる。

中納言の職封については、『新抄格勅符抄』で、四百戸とされている問題がある。中納言の職封が増加された時期であるが、天平宝字五年（七六一）二月一日に、中納言の相当位が、正四位上から、従三位に格上げされていることから、この時、中納言の職封が四百戸に増加されたのであろう。

「致仕」及び「以理解官」の場合の職封の処置であるが、令によると、職封を減半して支給することになっている。また、減半された職封をいつまで所有できるかであるが、『令集解』禄令食封条の「若以理解官。及致仕者、減半。」の注に引く古記では、後任者が就任するまでとある。しかし、穴説では、後任者が就任しても、減半して職封を支給するとある。減半された職封は、本人の死去まで所有することができたと考えられる。

致仕及び、理を以ての解官の場合、職封を減半することになっていたが、その実施を明記する史料はない。しかし、『公卿補任』天平三年（七三一）の袖書に「致仕之封准職封減半」とあることから、職封減半が実施されていたことが伺える。但し、参議の場合は、参議の食封を収公し、減半したものを賜うという二つの手順がとられるが、職封の

減半処置に似ているため、後世では「准職封」という解釈になったのであろう。

第三章 位に関する食封

本章では、位に関する食封について検討を試みた。

まず、位封であるが、令では三位以上の官人に支給されることになっているが、大宝・慶雲年間には、四位・五位の官人にも食封が支給されていたようである。これらの位封に変化がみられるのは、慶雲二年（七〇五）に、五位の「官位相当職の多さに伴った五位官人の増加によって、五位位封が位禄に代えられ、ついで、慶雲三年（七〇六）に三位以上の位封の増加と、四位位封が規定された。この慶雲三年格制は、大同三年（八〇八）まで続けられた。この間位封は、令・格の規定通りに実施されていたことが史料にみられる。」

次に、品封であるが、品封が令の規定通りに実施されていたことが、『続日本紀』天平勝宝二年（七五〇）二月戊子条よりいえる。その後、品封が増加されていたことが、『類聚三代格』大同三年（八〇八）十月十九日の格にみられる。増加された時期と額であるが、『続日本紀』にみえる品封を検討した結果、少なくとも、天平勝宝二年（七五〇）以降であり、額については史料がなく不明である。

また、無品親王・内親王への食封が、大同三年（八〇七）に二百戸と規定される。しかし、翌年には、内親王の四品の品封が、無品封より五十戸少なくなる矛盾を解消するため、無品内親王の品封が百戸とされた。この無品封は、元服後叙品されるまでの間支給されたと推測される。

持統朝及び、元明・元正朝において、親王・内親王へ多額の食封が賜与されている。これらの食封は、女帝の在位期間に賜与されていることから、おそらく、女帝の即位を容認させるために食封賜与が行われたと考えられる。

第四章 功封について

本章では、功封の実施について検討を加えた。但し、藤原氏への功封は、特殊なものであると考えるので、本論考では取り扱わないこととした。

まず注目したのは、『統日本紀』大宝元年（七〇一）七月壬辰条である。この記事では、壬申の乱の功臣への功封に中功という等級を付け、四分の一を子に伝えることを許可している。この功封が賜与された時期については、「先朝」とあることから文武朝より以前である。さらに、記事にみえる功臣の姓が、八色の姓より古い姓で記載されていること、生前に功封が賜付されたであろうという一点から、天武五年（六七六）以前であるといえる。死去した者も、大宝令制定まで功封は収公されることなく家に存在し、大宝令によって功が再評価され中功とされたといえる。

功封は、功臣が死去した後、減額されて子孫に伝えられるか、収公されるかのどちらかの処置がとられることになっていた。減額伝世の例は、『統日本紀』慶雲元年（七〇四）七月乙巳条にみえ、令の規定通りに行われていたといえる。収公については記事がないが、おそらく規定通りに行われていたと推測される。

中功で、子にしか伝えることができない高田首新家の功封が、孫の足人の代で奪われるという記事がある。この例については、推測にしかすぎないが、新家の子首名がまだ生きていて、孫の足人の罪により首名所有の功封が収公さ

れたと考えられる。

以上、食封制の実施と変遷について考察を試みたわけであるが、大宝令以前には、規定及び分類がはっきりしていなかった食封が、大宝令により規定され、その実施についても、令の規定通りに行われていたといえる。

- (1) 西村正男氏 「食封制の一考察」 『歴史学研究』 十一一七 一九四一年
- (2) 鬼頭清明氏 「食封制の成立」 『日本歴史』 九三 一九六七年
- (3) 高橋崇氏 『律令官人給与側の研究』 吉川弘文館 一九七〇年
- (4) 時野谷滋氏 『律令封祿制史の研究』 吉川弘文館 一九七七年
- (5) 『統日本紀』 天平神護元年(七六五) 八月庚申朔条
『新抄格勅符抄』 神事諸家封戸(神封部) 氣比神の割註
- (6) 『統日本紀』 天平宝字七年(七六三) 十月丁酉条